

第41回静岡県地方港湾審議会

説明資料

御前崎港臨港地区内における構築物建設許可について

令和元年5月30日（木）

静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

静岡県交通基盤部

目次

- I** 審議の概要
- II** 静岡県地方港湾審議会
- III** 御前崎港の概要
- IV** 御前崎港バイオマス発電事業
- V** 事務処理方針
- VI** 関係機関の意見

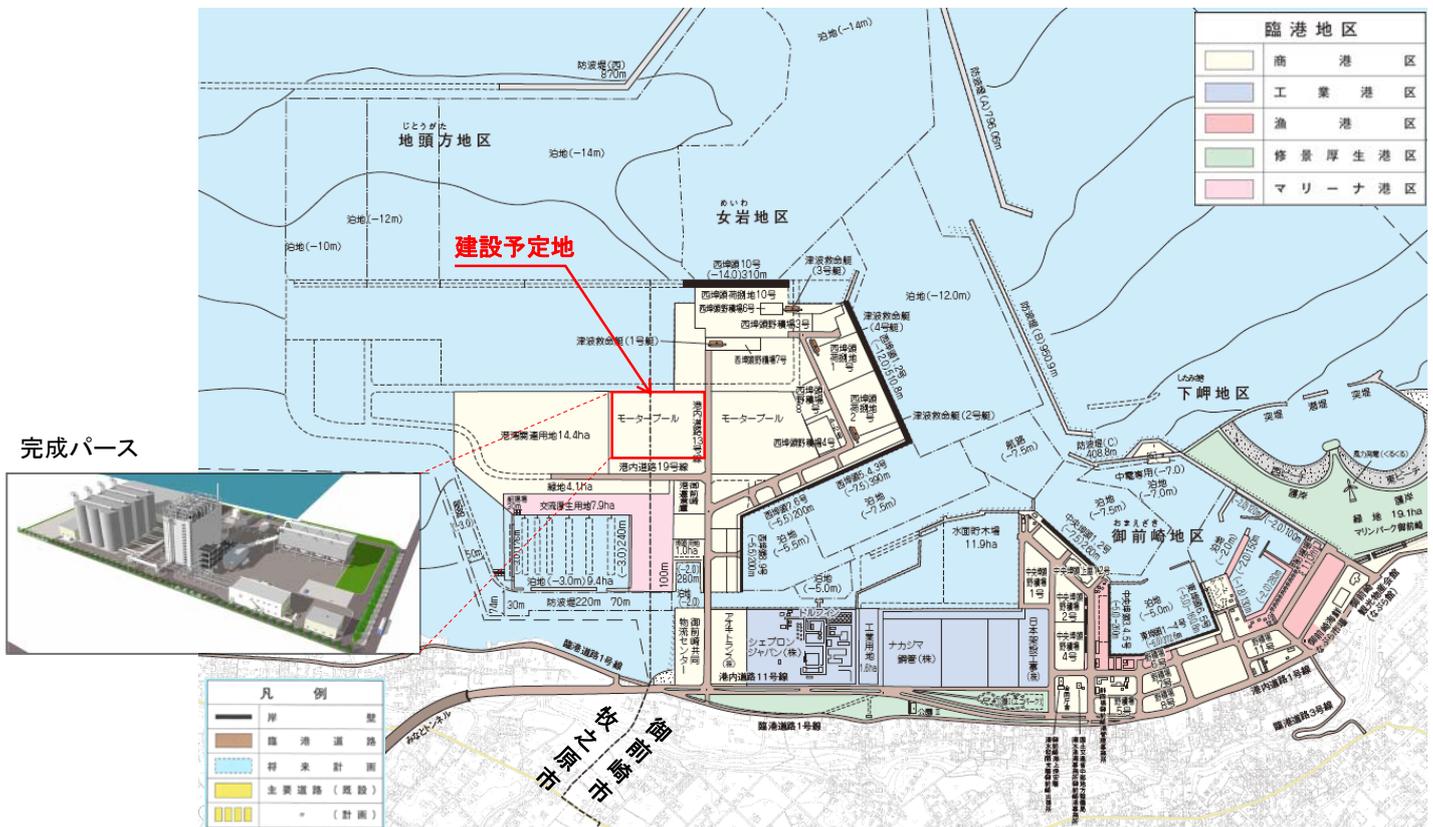
I 審議の概要

- 御前崎港においてバイオマス発電施設を建設する計画が進行中。
 - ▶ 県環境影響評価条例による手続きは、「評価書」縦覧まで終了。
 - ▶ 現在、事業者にて、事業実施に際し必要となる各個別法の許認可手続きを実施中。
 - ▶ 許認可権者は、許認可に際し、「評価書」の内容について配慮することとされている。
- 建設予定地は、臨港地区内の分区上、「商港区」であるため、分区条例※¹の規制により発電施設の建設は禁止構築物に該当。 [※¹: 静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例]
- 対応方針
 - ① 分区条例第3条ただし書き（知事による許可）※²の規定により建設を許可する
（＝本日の地方港湾審議会の審議事項） [※²: 知事が「公益上その他特別の事情によりやむを得ない」と認めたもの]

検証事項	結果
① 現状の港湾の管理上、支障がないこと	・埠頭内の既存の荷役、貨物輸送に支障なし （原料搬入が1～2回/月、4～5日/回程度）
② 今後の港湾の利用計画上への支障	・バイオマス発電の事業期間は20年。現港湾計画の実現までに相当な期間（20年以上）を要することから支障はない。
③ 構築物の建設の必要性や合理的な理由	・国や県の政策である再生可能エネルギー振興に沿ったもの ・港湾貨物の取扱量の拡大が期待でき港湾振興上有意義 ・近隣市町の雇用創出（発電所 直接雇用：20～30人/年）

② 建設予定地の港湾計画の土地利用計画は、発電所の立地に馴染まない「港湾関連用地」となっていることから、今後、発電所の立地に馴染む「工業用地」に変更する。

I 審議の概要



I	<u>審議の概要</u>
II	静岡県地方港湾審議会
III	<u>御前崎港の概要</u>
IV	<u>御前崎港バイオマス発電事業</u>
V	<u>事務処理方針</u>
VI	<u>関係機関の意見</u>

II 静岡県地方港湾審議会 (1) 審議会について

1. 概要

港湾管理者はその業務を円滑に行うため、学識経験者、港湾関係者及び関係行政機関の長等によって構成される地方港湾審議会を設置し、港湾管理者の行う業務に関する重要事項について諮問し、その意見を港湾の管理運営、港湾計画の策定等に反映させることとしている。

※「港湾法」第35条の2、「静岡県地方港湾審議会条例」

2. 諮問事項

- (1) 港湾計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 港湾環境整備負担金の負担に関する事項
- (3) **その他港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項**

3. 地方港湾審議委員

① 学識経験者	9名
② 港湾関係者	6名
③ 国の地方行政機関の職員	4名
④ 議会の議員を代表する者	1名
⑤ 臨時委員（該当港湾所在市町）	2名
	合計 22名

※ 臨時委員：知事が必要と認める者

4. 幹事会

- 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。（条例第7条第3項）
- 幹事会は審議会において審議すべき事項について、あらかじめ調査審議し、議決する。
- 幹事長は、前項による幹事会の経過及び結果を審議会に報告する。

5. 最近5年間の開催状況

- 第37回（H27. 3） 清水港港湾計画
- ▶【審議】塚間地区専用埠頭計画《軽易な変更》
 - ▶【審議】新興津地区小型船だまり計画《軽易な変更》
- 第38回（H29. 3） 清水港港湾計画
- ▶【審議】新興津地区港湾環境整備施設計画《軽易な変更》
 - ▶【報告】清水港国際クルーズ拠点形成計画ほか
 - ▶【報告】(仮称)御前崎港バイオマス発電事業
- 第39回（H29. 9） 清水港港湾計画
- ▶【審議】日の出地区公共埠頭計画ほか《一部変更》
- 第40回（H31. 3） 清水港港湾計画
- ▶【審議】江尻地区公共埠頭計画ほか《軽易な変更》

II 静岡県地方港湾審議会 (2)これまでの振り返り-①

第38回静岡県地方港湾審議会 (平成29年3月開催) 報告事項 (1/3)

(仮称)御前崎港バイオマス発電事業(1)

- 2月24日、民間事業者より(仮称)御前崎港バイオマス発電事業環境影響評価方法書が静岡県に提出された。
- 2月28日より、静岡県環境影響評価条例に基づく、環境アセスメント手続きが開始されている。

項目	内容	備考
事業主体	株レノバ	
事業用地	地頭方地区港湾関連用地 約8.1ha [現状用途] 完成自動車用モータープール	(民間所有地) H20.3県より売却
燃料	木質バイオマス(主に輸入木質ペレット)を想定(30万ト/年) ※地元未利用材も受け入れ可能	御前崎港を利用
発電設備	出力:75,000kW (排出ガス量:35万Nm ³ /h)	静岡県環境影響評価条例「第1種事業」に該当 (排出ガス量:20万Nm ³ /h以上)
売電先	固定価格買取制度(FIT)により20年間の売電	



(今後のスケジュール[想定])

- | | | |
|------------|-------------|-------------------|
| [平成29年7月頃] | 方法書に対する知事意見 | ⇒ 環境アセスメント(調査)に着手 |
| [平成31年頃] | 準備書の提出 | |
| [平成32年頃] | 評価書の提出、事業認可 | |
| 平成32年8月頃 | 工事着手 | |
| 平成34年10月頃 | 商業運転開始 | |

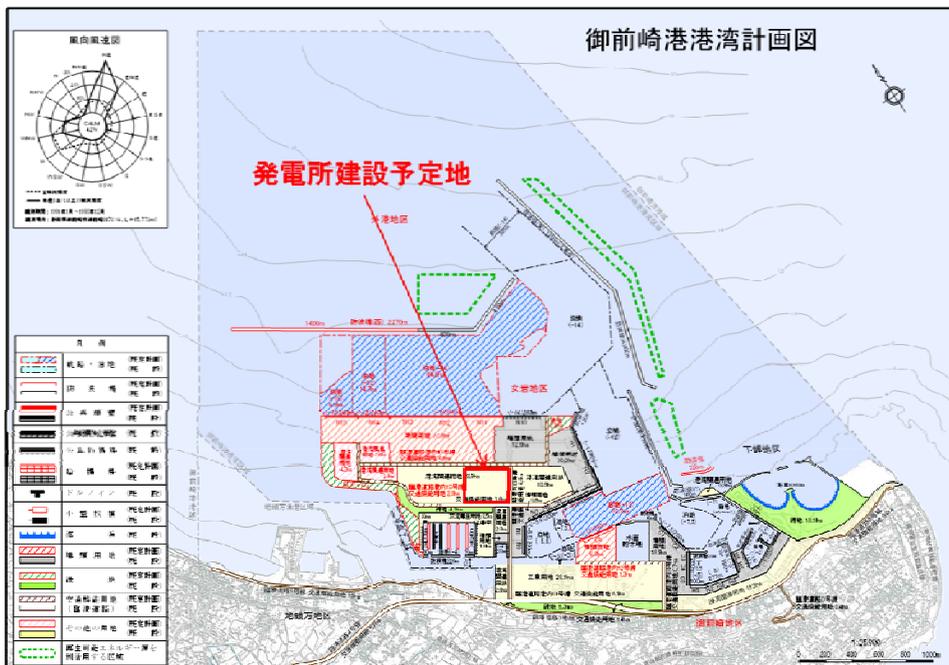
- 【方法書】環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法を記載
- 【準備書】環境影響評価の結果について環境保全の見地からの意見を聴くための準備として作成
- 【評価書】意見の内容を検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で作成

II 静岡県地方港湾審議会 (2)これまでの振り返り-②

第38回静岡県地方港湾審議会 (平成29年3月開催) 報告事項 (2/3)

(仮称)御前崎港バイオマス発電事業(2)

- 港湾計画の変更(土地利用計画)を伴う。(対象規模20ha以下のため「軽易な変更」に該当)
- 今後の環境影響評価の動向を踏まえ、審議を行う予定。



II 静岡県地方港湾審議会 (2)これまでの振り返り-③

第38回静岡県地方港湾審議会 (平成29年3月開催) 報告事項 (3/3)

委員からのご質問	事務局の回答
<p>御前崎港の発電事業について、木質バイオマスに地元未利用材も受け入れ可能との記載があるが、静岡県森林局における林業の施策方針と発電に使用される木質ペレットとして県産材利用を考慮しているのかについて、県の考えを伺いたい。</p>	<p>現在は輸入及び県間伐材の割合はまだ決められていないという認識である。ただし、年間30万トンの木質ペレットを国内だけでは集めることは難しいため、大半は輸入する方針であると伺っている。</p>
<p>将来的な国産・県産木質ペレットの使用について、港湾局としての意向があるのか伺いたい。</p>	<p>静岡県の施策として方針が示されるのであれば港湾局として推進する立場にあるが、基本的には使用材料については民間事業者の経営判断に委ねるものであり、規制は難しいものと認識している。</p>
<p>県産材は高付加価値を持つ商品として流通させ、燃料用のペレットは低廉な輸入材を調達することが理に適っているという主旨の発言である。県の施策として、説明の通りの整理を進めることが望ましいと考える。</p>	<p>県内の間伐材は木材販売を中心に展開する方針である。整理の提案について承知し、また、整理結果の普及に向けて努力していく。</p>
<p>木質ペレットについて輸入材を使う場合、輸入元の環境、地球規模の環境について配慮されるのがよろしいと考える。</p>	<p>御前崎港の発電事業については、今後、環境アセスメント・環境影響評価審査が行われる。木質ペレットの生産に関して原木の伐採はないものと考えられるが、使用燃料についてはアセスメント・審査において議論されるものと考えられる。</p>
<p>木質ペレットによる発電は、比較的環境負荷が少ない形態であると考え。また、県産材を木質ペレットとしてではなく木材として使うことに関して、その商業的価値及び発電に用いる燃料の計画と整合されるものと考え。</p>	

9

目次

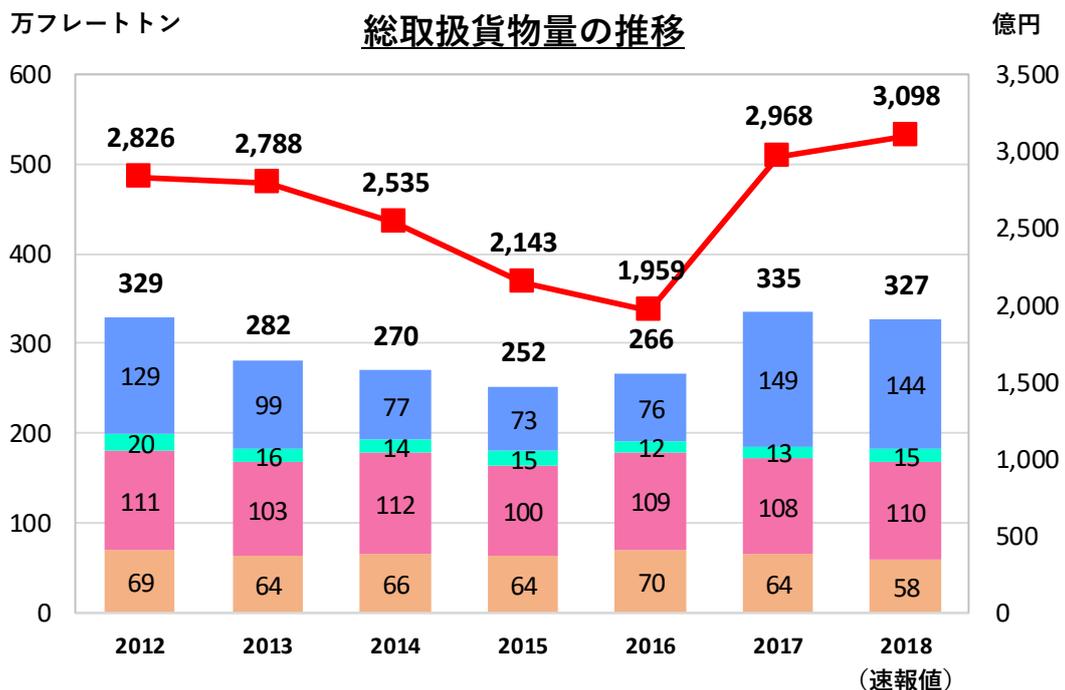
- I 審議の概要
- II 静岡県地方港湾審議会
- III 御前崎港の概要**
- IV 御前崎港バイオマス発電事業
- V 事務処理方針
- VI 関係機関の意見

III 御前崎港の概要 (1)御前崎港の全景



III 御前崎港の概要 (2)取扱貨物量の概況-①

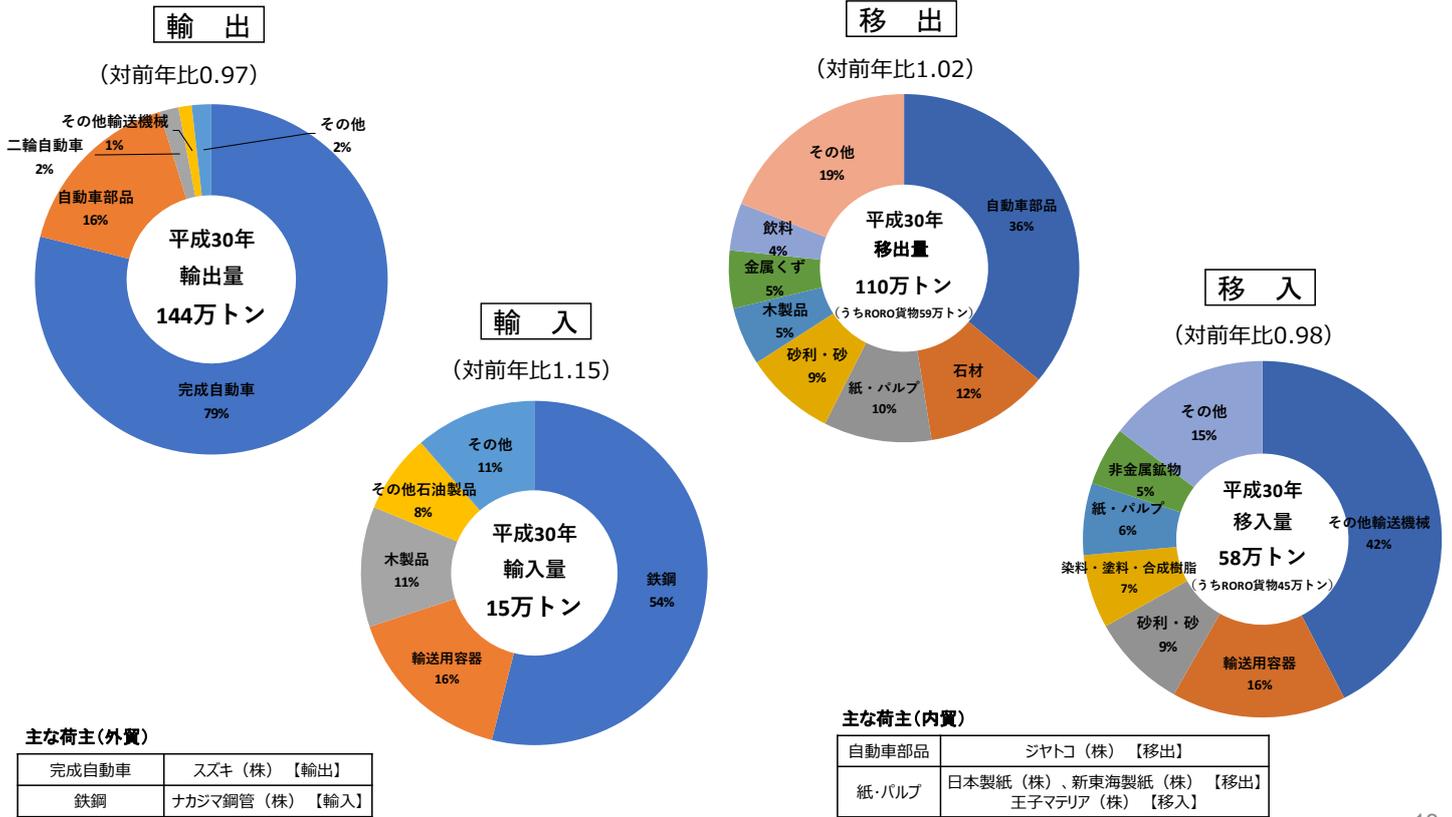
- 2018年の総取扱貨物量は327万トン（前年比0.2%減）となった。
- 2016年から2017年にかけて、総取扱貨物量が25%増となったが、これは主に欧州方面へ輸出される完成自動車などの外貿貨物の増加による。
- 主要貨物は、完成自動車、自動車部品、鉄鋼など。



左軸: ■ 輸出 ■ 輸入 ■ 移出 ■ 移入
右軸: — 貿易額

III 御前崎港の概要 (2)取扱貨物量の概況-②

- 外貿貨物の中心は、欧州方面へ輸出される完成自動車（外貿総貨物量の7割強）
- また、自動車部品、二輪車を含めると、外貿貨物の約9割が自動車関連貨物である
- 内貿貨物は、九州方面への自動車部品、紙・パルプ、アルミ（RORO貨物）等である



III 御前崎港の概要 (2)取扱貨物の現況(西埠頭での取扱状況)



III 御前崎港の概要 (3)御前崎港の定期航路

国際コンテナ航路	船社名	寄港頻度	寄港地	就航船舶諸元(最大船型)			
				TEUs	DWT	全長(m)	喫水(m)
■ 日本-韓国・中国・フィリピン航路 (サービス名:CPX2) 2016年9月開設	SITC Japan	1便/週(水)	御前崎(水)→清水(木)→横浜(木/金)→釜山(土/日)→上海(月/火)→寧波(水/木)→マニラ北【フィリピン】(土/日)→マニラ南【フィリピン】(日/月)→スービック【フィリピン】(火)→上海(金/土)→名古屋(火)→四日市(火/水)→豊橋(水)→御前崎(水)	1,049	12,782	142.7	8.2
■ 日本-ベトナム・マレーシア・シンガポールフィーダー航路 (サービス名:ORIGAMI EXPRESS) 2015年1月開設	MSC JAPAN	1便/週(水)	御前崎(水)→四日市(水/木)→名古屋(木/金)→フンタオ【ベトナム】(水/木)→シンガポール(土)→タンジュンペラバス【マレーシア】(日)→レムチャバン【タイ】(水)→フンタオ【ベトナム】(金/土)→東京(日/月)→横浜(月/火)→御前崎(火/水)	4,892	63,427	275.0	13.5
■ 日本-シンガポール・マレーシア航路 (サービス名:JSX/JPX) 2017年4月開設	CMA-CGM Group/ APL	1便/週(水)	御前崎(水)→名古屋(木)→神戸(金)→シンガポール(金/土)→ポートケラン【マレーシア】(土/日)→横浜(月/火)→東京(火)→御前崎(水)	3,534	42,141	231.0	12.0

※MSC航路 2018年6月より、寄港地変更(中国寧波フィーダー → ベトナム・マレーシア・シンガポール フィーダー)



■コンテナ船の大型化(2018年6月～)

【従前の最大船型】

全長:240m 載荷重量トン数:43,140DWT
コンテナ積載可能数:2,880TEU



【MSC ROSARIA】

全長:275m 載荷重量トン数:63,427DWT
コンテナ積載可能数:4,892TEU



御前崎港に寄港したMSC ROSARIA

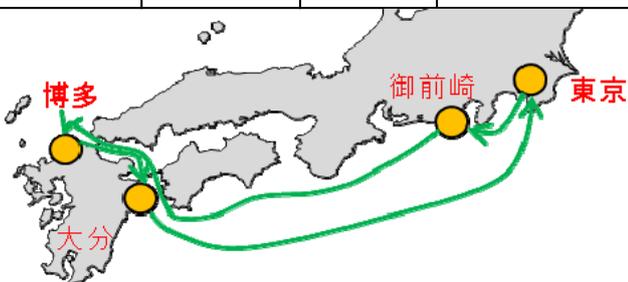
III 御前崎港の概要 (3)御前崎港の定期航路

■国内コンテナ(国際フィーダー)定期航路(国内):週2便

航路	船社名	寄港頻度	寄港地	就航船舶諸元(最大船型)			
				TEUs	DWT	全長(m)	喫水(m)
東海～関東航路	OOCL Japan	2便/週(火・日)	移出: 御前崎(日)⇒四日市(月) ※四日市でKTX3サービスに接続 御前崎(火)⇒横浜(水) ※横浜でKTX1,KTX2サービスに接続 移入: 横浜(土)⇒御前崎(日) ※横浜でKTX1,KTX2サービスから接続 東京(月)⇒御前崎(火) ※東京でKTX3サービスから接続	250	1,820	96.8	-

■国内RORO定期航路:週3便

航路	船社名	寄港頻度	寄港地	就航船舶諸元(最大船型)			
				トラック積載台数	DWT	全長(m)	喫水(m)
関東～九州航路	商船三井フェリー	3便/週(水・金・日)	下り便: 東京(火・木・土)⇒御前崎(水・金・日)⇒博多(木・土・月) 上り便: 博多(火・木・土)⇒大分(水・金・日)⇒東京(水・土・月)	160台(12m)	6,389	166.0	7.02



※就航船舶

(2019年4月現在)



さんふらわあ はかた



ひまわり6

III 御前崎港の概要 (4) 周辺交通ネットワークの状況

金谷御前崎連絡道路の概要図

■ 諸元

- ・事業主体：静岡県
- ・区間：島田市竹下～牧之原市地頭方
- ・延長：約30km

■ 金谷御前崎連絡道路の役割

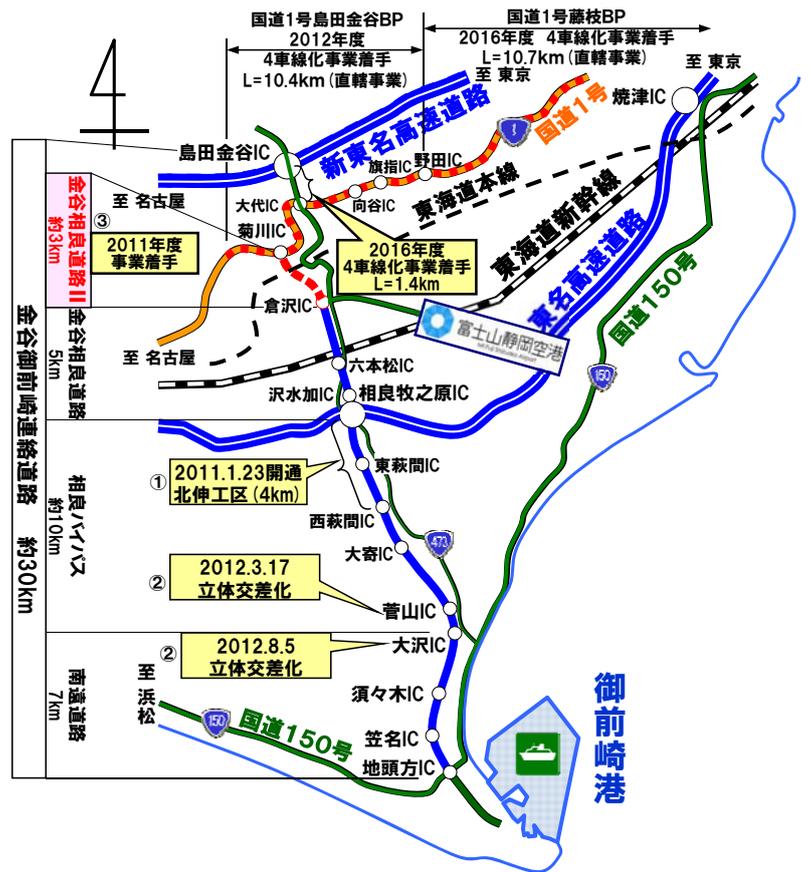
- ・陸・空・海の交通ネットワークの形成

■ 整備状況

- ① 相良バイパス北伸工区(4km)
2011年1月23日開通
- ② 立体交差化
菅山IC(2012.3.17) 大沢IC(2012.8.5)
- ③ 金谷相良道路II(約3km)
2011年度事業着手



金谷相良道路II(完成イメージ)



III 御前崎港の概要 (5) 賑わい空間の創出(みなとオアシス)

○「みなとオアシス」の登録認定による地域振興の推進

⇒ 平成27年8月1日の御前崎港夏祭りイベントに併せ、中部地整管内7港目、静岡県3港目の「みなとオアシス御前崎」が認定。

○客船・帆船の寄港による賑わい創出

⇒ 日本最大、世界でも最大級の練習帆船「海王丸」が平成29年7月28日～8月1日にかけて2年ぶりに寄港。前回寄港時(平成27年8月)の一般公開には約7,000人の見学者が海王丸に乗船。寄港期間中の御前崎港への来港者数は数万人規模となった。

⇒ 平成28年9月に「御前崎港客船誘協議会」を設立され、客船誘致に取り組まれている。

III 御前崎港の概要 (6)最近の話題-①

リーファーコンテナによる食料品初輸入

コンテナターミナルに設置されたリーファープラグの本格的な利用が可能となり、御前崎港で初めてのリーファーコンテナ(冷凍・冷蔵コンテナ)を利用した食料品の輸入開始を記念して、平成31年1月21日に式典を開催しました。



食料品輸入セレモニーの状況



(株)やまも満寿多園様のお茶をタイに輸出

御前崎市の「(株)やまも満寿多園」様のお茶を御前崎港からタイに輸出することになり、平成30年12月17日に初出荷が行なわれました。

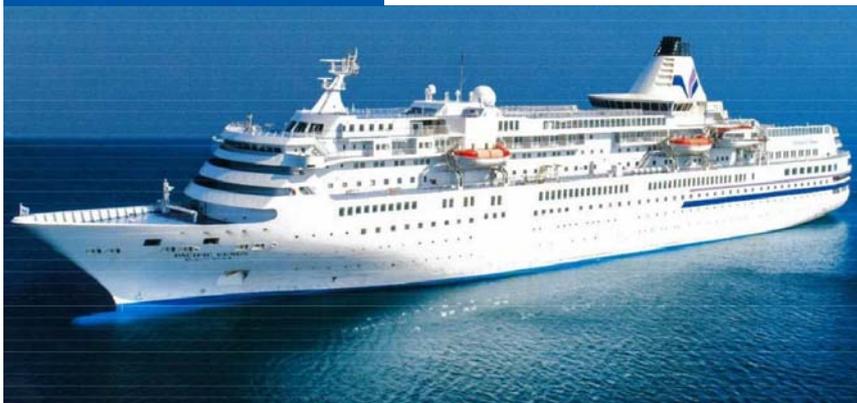


お茶輸出セレモニーの状況

III 御前崎港の概要 (6)最近の話題-②

8月20日寄港予定のクルーズ船「ぱしふいっくびいなす」
(御前崎港初入港)

ぱしふいっくびいなす



総トン数 / 26,594トン 乗客数 / 620名
全長 / 183.4m 喫水 / 6.5m



※日程
8/19横浜
↓
8/20御前崎
08:00入港
17:00出港
↓
8/21和歌山
↓
8/22横浜

8月 夏休み紀州・御前崎クルーズ
2019年8月19日(月)〜8月22日(木)【横浜発着 3泊4日】
海と灯台のまちと徳川御三家の城下町へ、ご家族向けのショーやオプションツアーもご用意しています。

船名	入港	出港	乗客
8/19	17:00	横浜	
30	08:00	17:00	御前崎
21	08:00	17:00	和歌山
22	15:30	横浜	

※乗客・荷役係員は必ず乗船券を所持してください。

8/20 乗客専用ではアンプラグド体験型VRコンテンツ「遠征隊大冒険」
※体験型VRコンテンツは、VRゴーグルを装着して体験いただけます。
※体験型VRコンテンツは、VRゴーグルを装着して体験いただけます。

マリナーパーク御前崎海水浴場
御前崎の美しい海と砂浜を満喫できる海水浴場です。また、夏限定のイベントや、お祭りなど、お子様も楽しめるイベントが盛りだくさんです。

8/20 イベント VENUS EVENT 一挙
青島広志 この島の歴史は？
この島の歴史は？
この島の歴史は？
この島の歴史は？

8/22 オプションツアー(船)
御前崎 船内での民謡の午会を盛り 大井(鎌倉 弘業)と
和歌山 世界遺産高野山 南の島と島根半島の一日
※アバンチュールと有刺鉄線バス

III 御前崎港の概要 (7) 御前崎港の地域経済波及効果

- 平成25年度に県が行った御前崎港の利用に伴う地域経済波及効果の推定結果では、年間3,194億円の直接効果によって、県内における御前崎港利用に伴う総生産誘発額は約4,954億円となり、波及効果は1.55倍
- 生産誘発額のうち粗付加価値額（生産活動によって新たに生み出される価値）は、年間1,442億円。また雇用者数の合計は、約16,790人となり、県内産業において2.24倍の雇用誘発効果を生み出している。
- 特に御前崎港背後地域においては、地域の総生産額の約2.1%、雇用者数の約2.3%を担っており、地域の経済活動を支えている。

御前崎港の利用に伴う地域経済波及効果の推定結果

	御前崎港利用 による生産誘発額 (億円/年)	粗付加価値額 (億円/年)		雇用者誘発数 (人/年)
		粗付加価値額 (億円/年)	雇用者所得額 (億円/年)	
直接効果①	3,194	671	433	7,489
間接効果②	1,759	771	441	9,297
1次波及効果	1,336	521	319	6,181
2次波及効果	423	250	122	3,116
地域波及効果③(=①+②)	4,954	1,442	873	16,786
波及倍率 ③÷①	1.55	2.15	2.02	2.24

御前崎港に関する各種産業が背後地域経済にもたらす効果（御前崎港の経済効果②）

	① 御前崎港 背後地域全体 (H22年度)	② 御前崎港利用 による経済効果	背後地域全体に 占める割合 (②÷①)	備考
総生産額 (億円)	69,493	1,442	2.1%	付加価値額により評価
雇用者数 (人)	727,334	16,786	2.3%	御前崎港背後地域の雇用者数は 総務省統計局資料による就業者総数

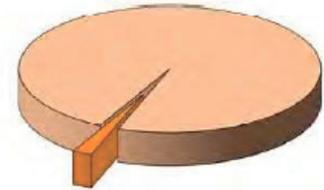
※1: 御前崎港背後地域は湖西市、浜松市、磐田市、袋井市、掛川氏、菊川市、御前崎市、牧之原市、島田市、森町、吉田町の9市2町

※2: 総生産額、雇用者数は、「H22年度しずおかんの地域経済計算」より

御前崎港に整備されている外内貿埠頭を利用する港湾利用企業の生産・事業活動の実態（平成24年実績ベース）を把握した上で、御前崎港の港湾活動が地域経済に及ぼす効果について、直接効果と間接効果とに分類し、定量的に推定した。なお、波及効果の算定は、「平成17年静岡県産業連関表(平成22年3月30日公表版)」を利用して実施した。

総生産額 御前崎港背後地域全体 6兆9,493億円(H22年度)

御前崎港
利用による
経済効果
1,442億円

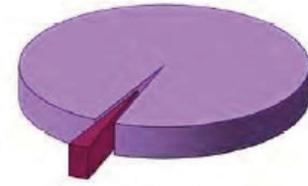


2.1%

雇用者数

御前崎港背後地域全体 72万7,334人(H22年度)

御前崎港
利用による
経済効果
16,786人



2.3%

約43人に1人が御前崎港の港湾活動に、何らかの形でかかわっていることになる

目次

- I 審議の概要
- II 静岡県地方港湾審議会
- III 御前崎港の概要
- IV 御前崎港バイオマス発電事業
- V 事務処理方針
- VI 関係機関の意見

IV 御前崎港バイオマス発電事業 (1)建設予定地及び完成イメージ

位置図



①



完成イメージ（陸側より望む）

②



完成イメージ（海側より望む）

23

IV 御前崎港バイオマス発電事業 (2)事業の概要

名称	(仮称) 御前崎港バイオマス発電所建設工事
事業者	合同会社 御前崎港バイオマスエナジー 代表社員 株式会社レノバ (東京都中央区)
所在地	御前崎市港・牧之原市新庄字浜
出力規模	74,950kW (74.95メガワット)
想定発電量	5.3億kWh/年 (約13万世帯分)
燃料	木質ペレット他
敷地面積	53,249.85㎡
着工時期	令和2 (2020) 年10月頃
運転開始	令和5 (2023) 年1月頃

主燃料

木質ペレット



補助燃料

パームやし殻(PKS)

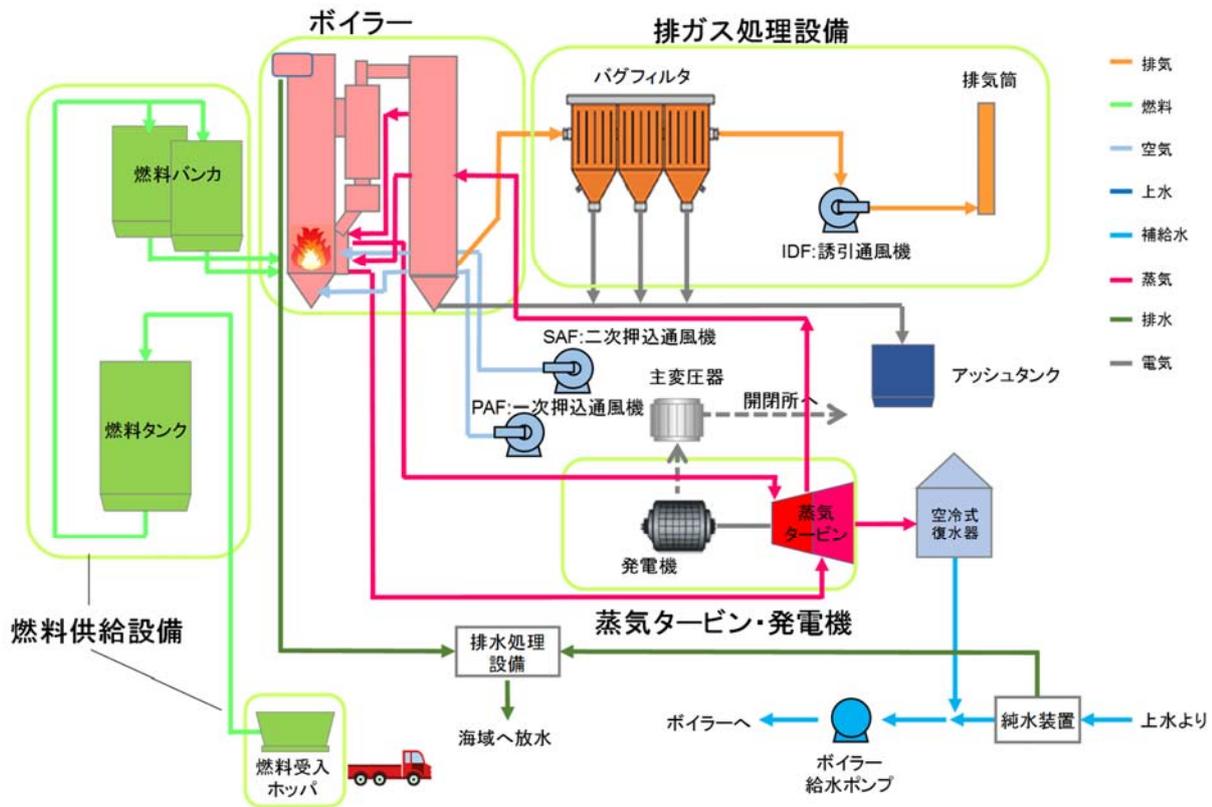


木質チップ

24

IV 御前崎港バイオマス発電事業 (3)バイオマス発電の仕組

- ・ボイラーにて発生した蒸気をタービンへ送り、発電機により発電
- ・タービンで使用した蒸気は空冷式復水器にて冷却・凝縮し、再度ボイラーへ給水
- ・排ガスは排ガス処理設備にて処理し、排気塔から排出



25

IV 御前崎港バイオマス発電事業 (4)事業スケジュール

●バイオマス発電施設のスケジュール(予定)

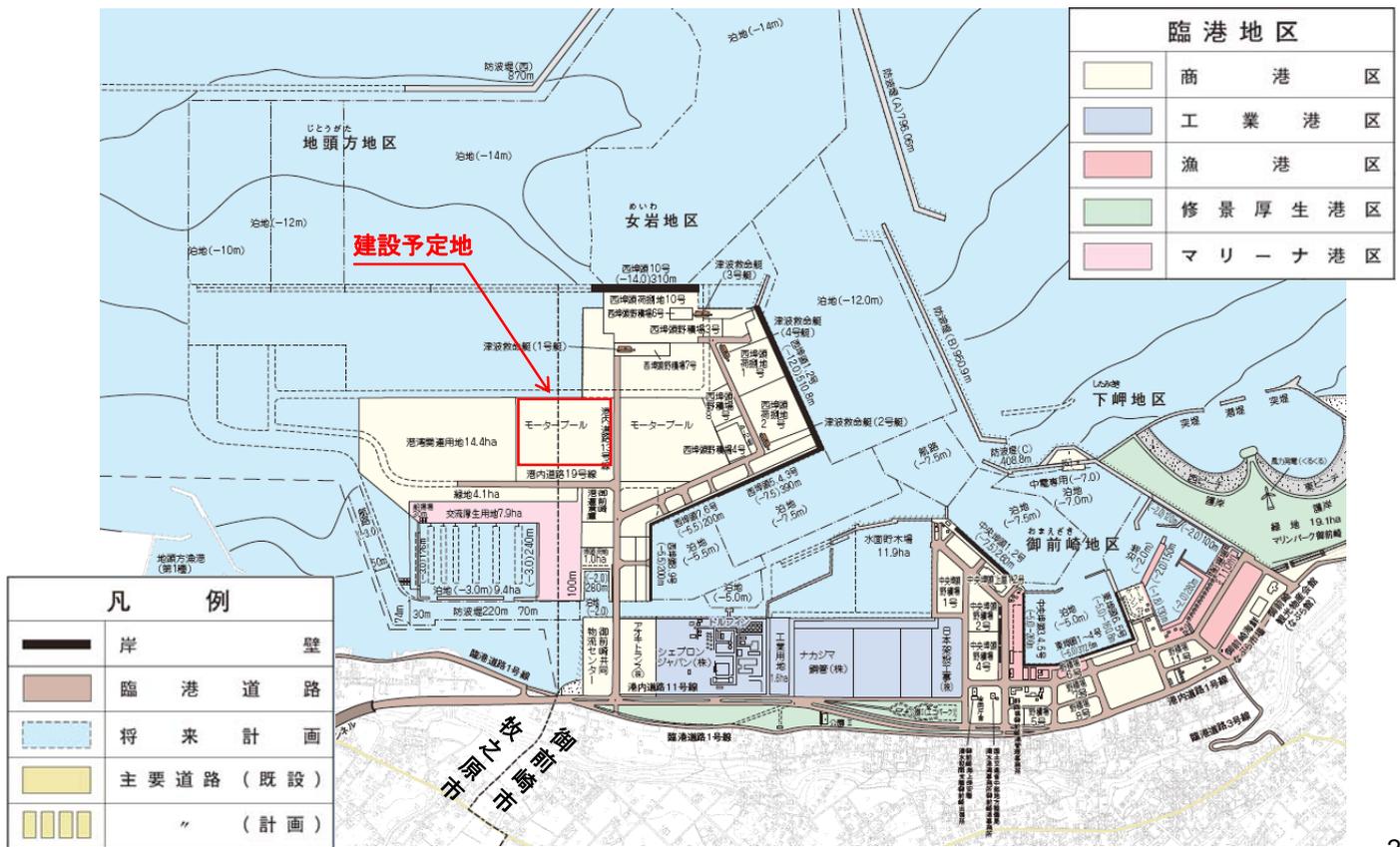
- | | |
|------------|---|
| ～平成29年2月 | 事業者による関係者への説明
(地元説明会：2月19日、南駿河湾漁協：2月20日) |
| 2月24日 | 環境アセス <u>方法書</u> の提出 (県環境影響評価審査会：3回) |
| 3月15日 | 住民向け説明会 |
| 7月19日 | 環境アセス <u>方法書</u> への知事意見
(方法書に基づく環境アセスの実施) |
| 平成30年9月10日 | 環境アセス <u>準備書</u> の提出 (県環境影響評価審査会：3回) |
| 9月24日 | 住民向け説明会 |
| 平成31年3月11日 | 環境アセス <u>準備書</u> への知事意見
(準備書に基づく評価書の作成) |
| 平成31年4月12日 | 環境アセス <u>評価書</u> の提出・縦覧 (～令和元年5月12日) |
| 4月13日 | 住民向け説明会 |
| 4月15日 | 臨港地区内構築物建設許可申請書の提出
(並行手続き 電気事業法(電気工作物の設置：国)等) |
| 令和2年10月頃 | 建設工事着工 |
| 令和4年後半 | 試運転 |
| 令和5年1月頃 | 商業運転開始 |

26

IV バイオマス発電施設の建設予定地について-①

■ 建設予定地の臨港地区（分区）での位置づけ

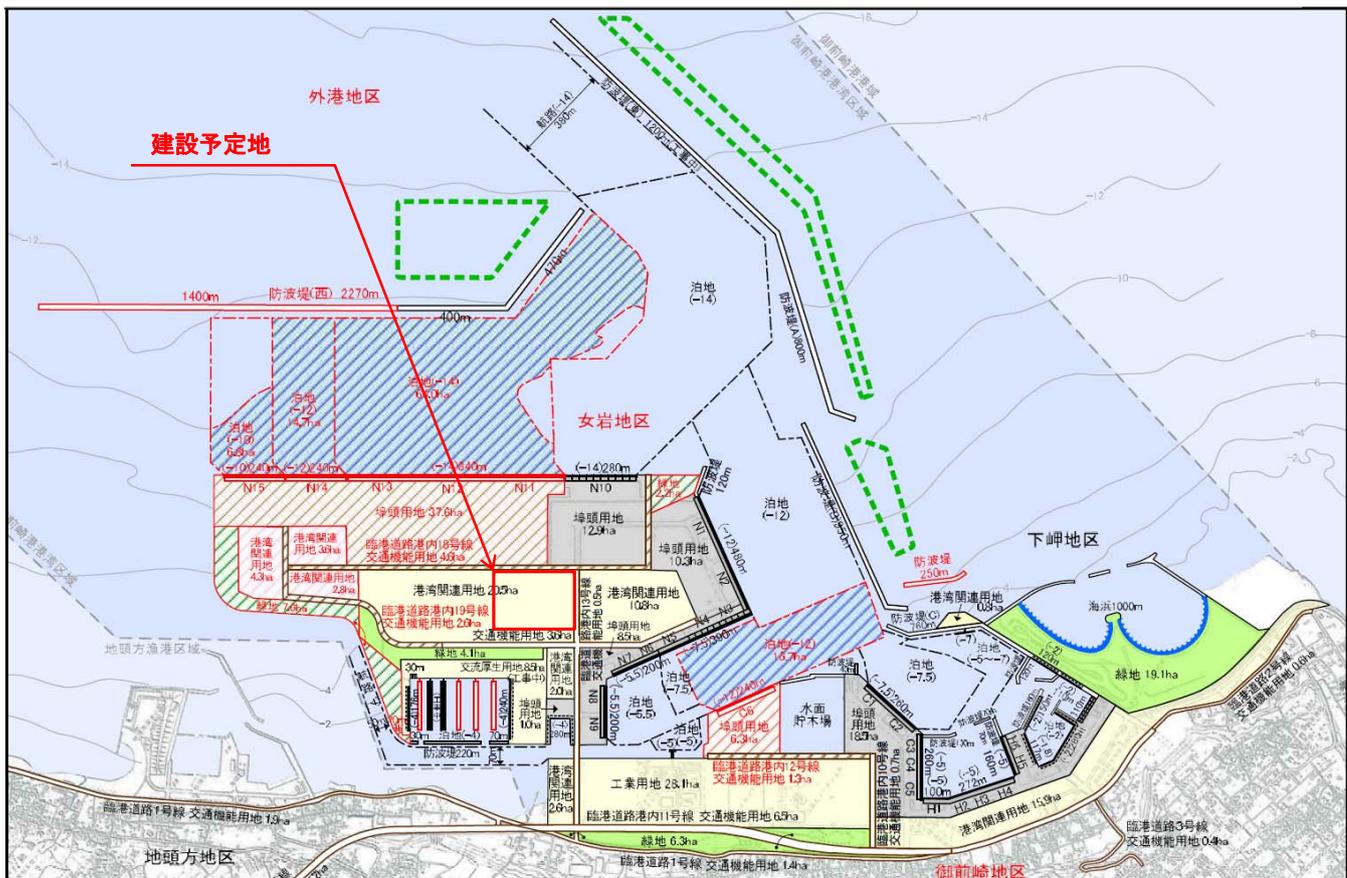
建設予定地は、発電施設の建設は禁止構築物となる「商港区」の区域



IV バイオマス発電施設の建設予定地について-②

■ 建設予定地の港湾計画（土地利用計画）の位置づけ

建設予定地は、発電施設の建設を想定していない「港湾関連用地」(倉庫、モータープール等)の位置づけ



- I 審議の概要
- II 静岡県地方港湾審議会
- III 御前崎港の概要
- IV 御前崎港バイオマス発電事業
- V 事務処理方針**
- VI 関係機関の意見

V 事務処理方針 (1)基本的な考え方

・建設許可申請への対応について

方法		内容
方法①	港湾計画（土地利用計画）を変更	・発電施設の建設が可能となるよう、現在の「港湾関連用地」から「工業用地」に変更
	臨港地区の分区を変更	・臨港地区の分区を商港区から工業港区に変更
方法②	分区条例第3条ただし書きの知事許可事由「その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合」※にて処理	・分区条例に定められた禁止構造物を建設したい場合、条例施行規則に基づき許可申請書を知事に提出

※平成5年7月16日、知事の許可事由に「その他特別の事情」を追加する条例改正実施。条例制定後30年近くが経過し、社会経済情勢の変化に対応した規制の見直し。3つの検証事項が実施要件

V 事務処理方針（1）基本的な考え方

1 審議事項

事業予定者（以下「株レノバ」という。）から申請のあった御前崎港臨港地区内における構築物建設許可について

2 審議内容

株レノバは、御前崎港で74,950kW（74.95メガワット）規模の大規模バイオマス発電所を建設する計画を進めている。

しかしながら株レノバが計画しているバイオマス発電所の建設地は、御前崎港の臨港地区（商港区）内に位置するため、当該施設の設置には「静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」（以下「分区条例」という。）に基づく知事の許可が必要となる。

一方、事業内容が国の政策である再生可能エネルギー振興に沿ったものであり、本県にとっても取り組むべき課題となっている。また、建設場所の位置や当面の目安である事業期間（20年間程度）については、現状の港湾管理上も今後の港湾利用計画上也支障はない。

加えて同施設の立地により、港湾貨物の取扱量の拡大等が期待でき港湾振興上有意義である。

このようなことから、本事業は公益上の必要性が高く港湾管理者である県としても協力すべきものと判断し、「静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」第3条ただし書きの規定に基づき許可したいと考えるので、御前崎港臨港地区内における構築物建設許可について審議会に諮問するものである。

31

V 事務処理方針（2）検証事項と結果

- 「その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合」については、以下の3項目について検証
- 本事業の許可に係る検証結果は以下のとおりであり、許可事由を十分に満たすことから、分区条例第3条ただし書きに基づく許可を行うこととしたい。

検証事項	結果
①現状の港湾の管理上、支障のないこと	・バイオマス発電計画用地が民地であり対象地が特定されている ・臨港道路等により周辺の物流施設と分離 ・埠頭内の既存の荷役、貨物輸送に支障なし （原料搬入が1.5回/月、5日/回程度）
②今後の港湾の利用計画上への支障	・バイオマス発電施設の当面の事業期間の目安が固定価格買取制度（FIT）の20年間となっており、県が計画している港湾施設の整備及び土地造成が完了するまでの期間も同程度要することから現時点では支障なし ・許可条件に、固定価格買取制度に基づく発電事業の終了の際は、再協議する必要がある旨を付与。（固定価格買取制度：営業運転開始から最長20年間）
③構築物の建設の必要性や合理的な理由	・国の政策である再生可能エネルギー振興に沿ったもの ・「静岡県の新ビジョン」「第3次静岡県環境基本計画」「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」「ふじのくにエネルギー総合計画」「静岡県バイオマス活用推進計画」の実現に寄与 ・同施設の立地により、港湾貨物の取扱量の拡大が期待でき港湾振興上有意義 ・近隣市町の雇用創出への期待 ・津波避難施設としての利用への期待 ・環境教育の実施

→なお、許可に際しては、予め、関係市（御前崎市及び牧之原市）への意見聴取を十分に行う必要がある。

32

V 事務処理方針（3）関係市への意見聴取と事業者の回答

御前崎市	牧之原市
<p>特に異議はありません。ただし、建築基準法やその他の法令に支障がないこととするために静岡県において、建築中や建築後に各種法令違反が無きよう、監視・指導することを求めます。</p> <p>また、近隣町内会等への説明会及び協議を充分に実施し、事業に対する理解を得て、後々のトラブルがないように配慮するよう指導することを求めます。</p>	<p>特に異議はありません。ただし、各種法令等の定めるところにより、許可、認可、関係機関の議決などを要する場合においては、その法令及び手続を遵守するとともに、地域住民の事業に対する理解を得るために配慮するよう、静岡県において、監視、指導することを求めます。</p>
(株)レバ	
<p>建築基準法やその他の法令に支障ない様万全を期し、建築中や建築後においても各種法令違反が無きようにいたします。</p> <p>また、近隣町内会等への説明会及び協議を充分に実施し、事業に対する理解を得て、後々のトラブルがないように配慮いたします。これまで、環境影響評価の過程で、近隣町内会や関係団体への説明を複数回行い、地域住民の意見を可能な限り反映して事業計画を検討してきました。今後も、継続して地域住民への説明を尽くしてまいります。また、稼動後においては、発電所への見学者を積極的に受け入れる等の活動を行い、地域住民の理解を得られるように努力してまいります。</p>	<p>各種法令等の定めるところにより、許可、認可、関係機関の議決などを要する場合においては、その法令及び手続を遵守いたします。</p> <p>また、地域住民の事業に対する理解を得るために配慮いたします。これまで、環境影響評価の過程で、近隣町内会や関係団体への説明を複数回行い、地域住民の意見を可能な限り反映して事業計画を検討してきました。今後も、継続して地域住民への説明を尽くしてまいります。また、稼動後においては、発電所への見学者を積極的に受け入れる等の活動を行い、地域住民の理解を得られるように努力してまいります。</p>

33

目 次

- I** 審議の概要
- II** 静岡県地方港湾審議会
- III** 御前崎港の概要
- IV** 御前崎港バイオマス発電事業
- V** 事務処理方針
- VI** 関係機関の意見

34

VI 関係機関の意見

意見	回答
建設予定地の港湾計画の土地利用計画について、現行の「港湾関連用地」(＝倉庫、モータープール等が立地することを想定)から、発電所の立地に馴染む「工業用地」へと変更されないのか。	港湾計画の土地利用計画については、今後、発電所の立地に馴染む「工業用地」へと変更してまいります。